

議案第 104 号

財産の処分について

次のとおり財産を売却することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 68 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 財産の表示

(1) 土地

所在地	地目	面積 (㎡)
伊賀市緑ヶ丘東町 920 番 4	学校用地	4,709.00
伊賀市西明寺字大澤 1872 番 6	学校用地	7,094.00
伊賀市西明寺字小永見 1937 番 2	学校用地	1,489.00

(2) 建物

名称	所在地	構造	面積 (㎡)
クラブ室	伊賀市西明寺字小永見 1937 番地 2	コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建	184.00

2 売却価格 375,535,000 円

3 売却の相手方 津市広明町 13 番地

三重県

三重県知事 一見 勝之